

きらりデンタルクリニック 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計
画を策定する。

1.計画期間 平成 29 年 7 月 1 日 ～ 平成 32 年 6 月 30 日 までの 3 年間

2.内容

目標 1： 産休や育児休暇、介護休暇等の制度に関し周知を行う

改めて産休・育休が取得できることへの周知を行う

<対策>平成 29 年 7 月～ 全体会議に於いて、職員への周知。

目標 2： 育休期間中の代替要員の確保、業務内容、業務体制の見直し

<対策>平成 29 年 7 月～ ハローワーク・ホームページ等を通じた代替要員の確
保。

ミーティング等で育休取得予定者の業務内容を点検し
他の人に割り振れる仕事はないか確認する。

目標 3： 育児休業や子育て休暇を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備の実施

<対策>平成 29 年 7 月～ 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰の為、
業務内容や業務体制の見直しについて話し合う。